

困難な問題を抱える女性への支援の充実・強化に向けた 厚生労働省における対応について

令和3年度全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会

厚生労働省 子ども家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

【目次】

1. 婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)関連
令和4年度予算概算要求の概要等
 - ・ 婦人保護施設措置費
 - ・ 婦人相談員活動強化事業
 - ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業
 - ・ 若年被害女性等支援事業

2. 令和3年度に厚生労働省において実施する調査研究

婦人保護施設措置費【拡充・一部推進枠】

	(R3 予算)	(R4 概算要求)
	23億円 →	27億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円 →	10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円 →	17億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県 (補助率) 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

<令和4年度概要要求における拡充内容>

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、若年女性を主な対象とした地域のNPO等の民間団体による支援の強化を図るため、婦人保護施設に民間団体支援専門員及び心理療法担当職員を追加で配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体支援専門員の配置加算(新設)

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員について、民間団体支援専門員として婦人保護施設に配置した場合に加算する。

<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

②心理療法担当職員の配置加算(拡充)

性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う心理療法担当職員を追加で婦人保護施設に配置した場合に加算する。

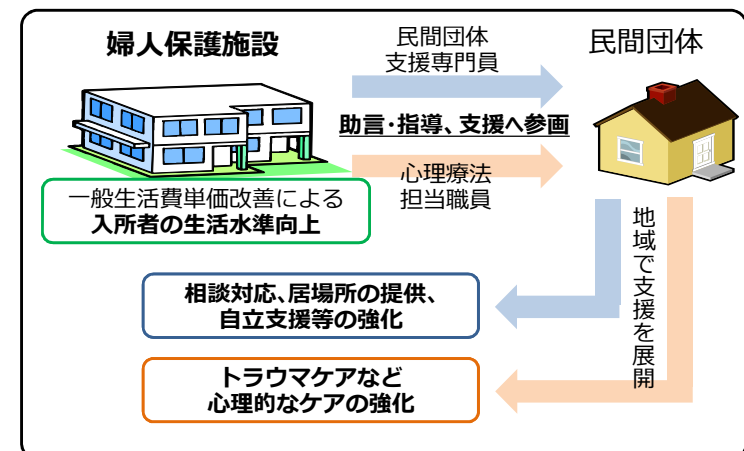
<1施設当たり年額(人件費・管理費) 予算積算額> 6,289,488円

③一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人保護施設における職員配置加算に係る婦人保護事業費補助金交付申請状況（令和2年度）

○ 新法の下での支援の実施に向けた機能強化を図るため、既存の職員配置加算についても積極的に活用いただきたい。

加算費用	心理療法担当職員 雇上費加算	個別対応職員 加算	夜間警備体制強化 加算	精神科医雇上費 加算	同伴児童対応指導員 雇上費加算
加算要件	心理的ケアを要する入所者が常時1名以上いる場合	障害、疾病等により個別対応が必要な入所者の支援のために職員を配置する場合	警備員雇上げや、契約に基づく警備員配置・機械設備利用により夜間警備を強化する場合	4月1日現在、精神障害者が実入所人員に対して10名以上いる場合	同伴児童のケアを行う指導員を配置する場合
申請施設数	9施設	7施設	25施設	7施設	9施設 (11名)
対総数比 (全国47施設)	19.1%	14.9%	53.2%	14.9%	19.1%
加算対象職員を配置しない 主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ①他施設（婦人相談所一時保護所等）と連携など、現状対応可能なため（22施設） ②要件未達のため（7施設） ③類似の単独事業を実施のため（3施設） ④その他、未回答（6施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ①現状の体制で対応可能なため（15施設） ②対象ケースがないため（9施設） ③類似の単独事業を実施のため（2施設） ④その他、未回答（14施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ①併設した他施設（婦人相談所等）で対応のため（11施設） ②類似の単独事業を実施のため（2施設） ③その他、未回答（9施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ①要件未達または入所実績がないため（22施設） ②他施設（婦人相談所等）と連携など、現状対応可能なため（10施設） ③類似の単独事業を実施のため（2施設） ④その他、未回答（6施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ①他施設（婦人相談所一時保護所、児童相談所等）との連携により対応可能なため（9施設） ②対象児童の入所実績・見込みが少ないため（8施設） ③現状の体制で対応可能なため（6施設） ④児童を受け入れていないため（4施設） ⑤職員の確保が困難なため（4施設） ⑥類似の単独事業を実施のため（3施設） ⑦その他、未回答（3施設）

婦人相談員活動強化事業【拡充・一部推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度概要要求における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を新たに支給**（手当月額の2.55月分）する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- 経験年数10年以上の者
研修修了者：月額45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算
研修未修了者：月額35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。
また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5／10（都道府県・市5／10）

婦人相談員（非常勤職員）に支給する手当額の国庫補助基準額に対する割合（令和2年度の状況）

- 令和2年4月1日時点で委嘱されている婦人相談員（1,533名）のうち、非常勤職員であり、かつ、手当の支給に国庫補助事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業（婦人相談員活動強化事業））が活用されている者（1,163名）の手当額（実際に支給されている額）について、令和2年度国庫補助基準額（研修修了者：194,900円、研修未修了者：151,900円）との比較を調査・集計。
- この結果、**研修修了者の約半数、研修未修了者の約3割の者について、支給されている手当額が国庫補助基準額の水準に達していない状況にあり、特に、研修を修了している婦人相談員について、適切な処遇の確保が必要。**

	75%未満 (146,174円未満)	75%以上 85%未満 146,175円～ 165,664円	85%以上 95%未満 165,665円～ 185,154円	95%以上 100%以下 185,155円～ 194,900円	国庫補助基準額 より高水準 (194,901円～)	計
研修修了者	63人(6.6%)	132人(13.7%)	183人(19.0%)	93人(9.7%)	490人(51.0%)	961人(100.0%)
	49.0%					
研修未修了者	6人(5.0%)	1人(0.8%)	16人(13.2%)	12人(9.9%)	86人(71.1%)	121人(100.0%)
	28.9%					
年度途中研修受講者	7人(8.6%)	4人(4.9%)	9人(11.1%)	8人(9.9%)	53人(65.4%)	81人(100.0%)
計	76人(6.5%)	137人(11.8%)	208人(17.9%)	113人(9.7%)	629人(54.1%)	1,163人 (100.0%)
	45.9%					

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充・一部推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

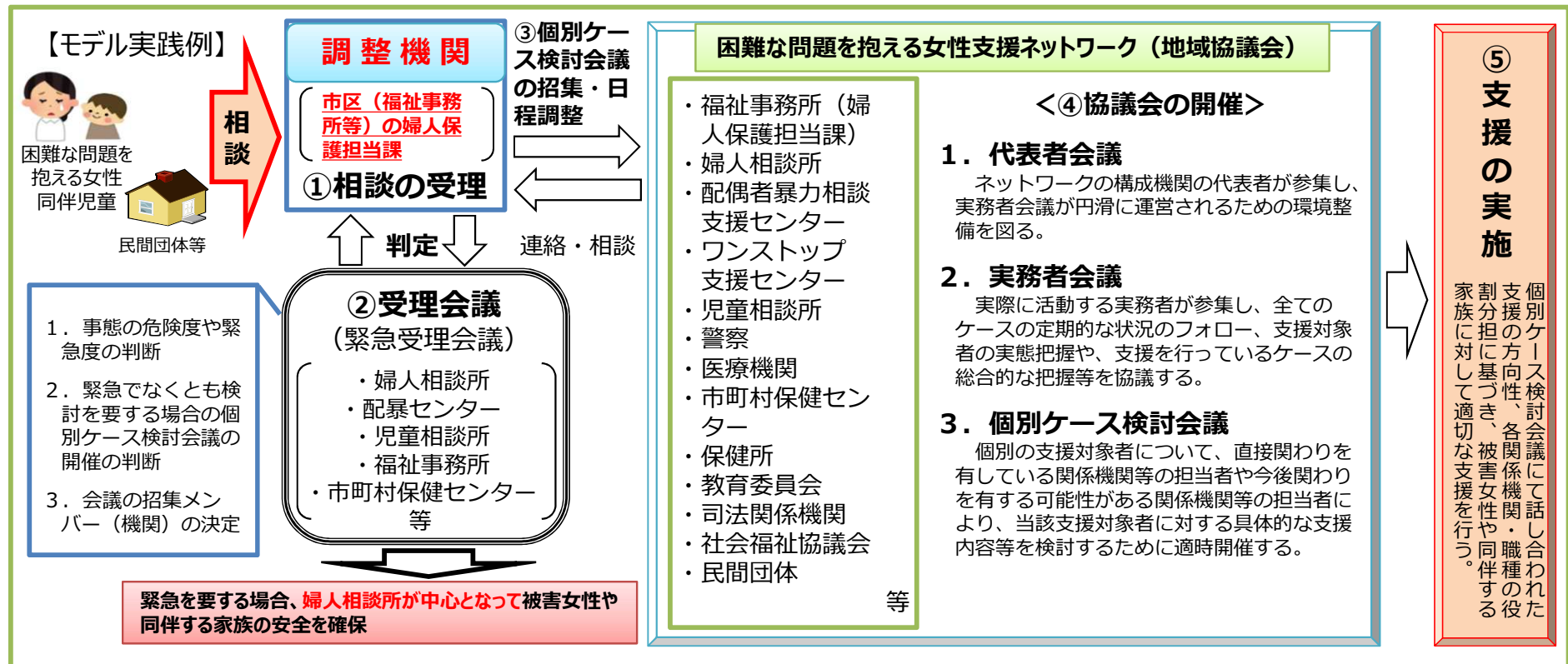
<令和4年度概要要求における拡充内容>

○ **市区担当職員に対する専門的・技術的助言・指導等を行う職員（スーパーバイザー）を協議会に新たに配置するとともに、調整機関に配置される調整担当者の研修受講機会の確保等を図る。**

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 12,612千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」
 (平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号)

○「別表」の令和3年度一部改正(案)

(困難な問題を抱える女性支援連携モデル事業 基準単価等関連規定の新規追加部分 抜粋)

1 区分	2 中区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
DV・女性保護 対策等支援事業	DV・女性保護 対策等支援事業	困難な問題を抱える女性支援連携モデル事業	1 自治体当たり 年額 8,519,000円	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、役務費(通信運搬費等)、備品購入費、共済費、扶助費	10/10

民間団体支援強化・推進事業【新規・推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

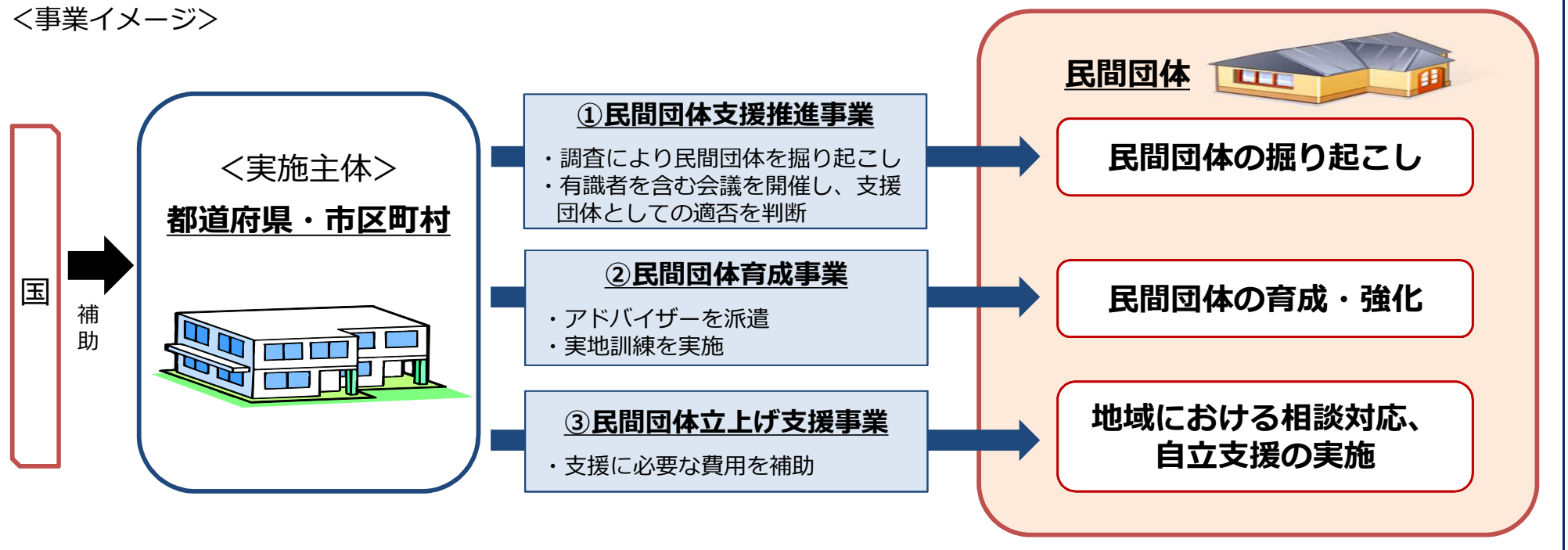
<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設**する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国1/2、実施主体1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,555千円

<事業イメージ>



若年被害女性等支援事業【拡充・推進枠】

R3予算：213億円の内数→R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

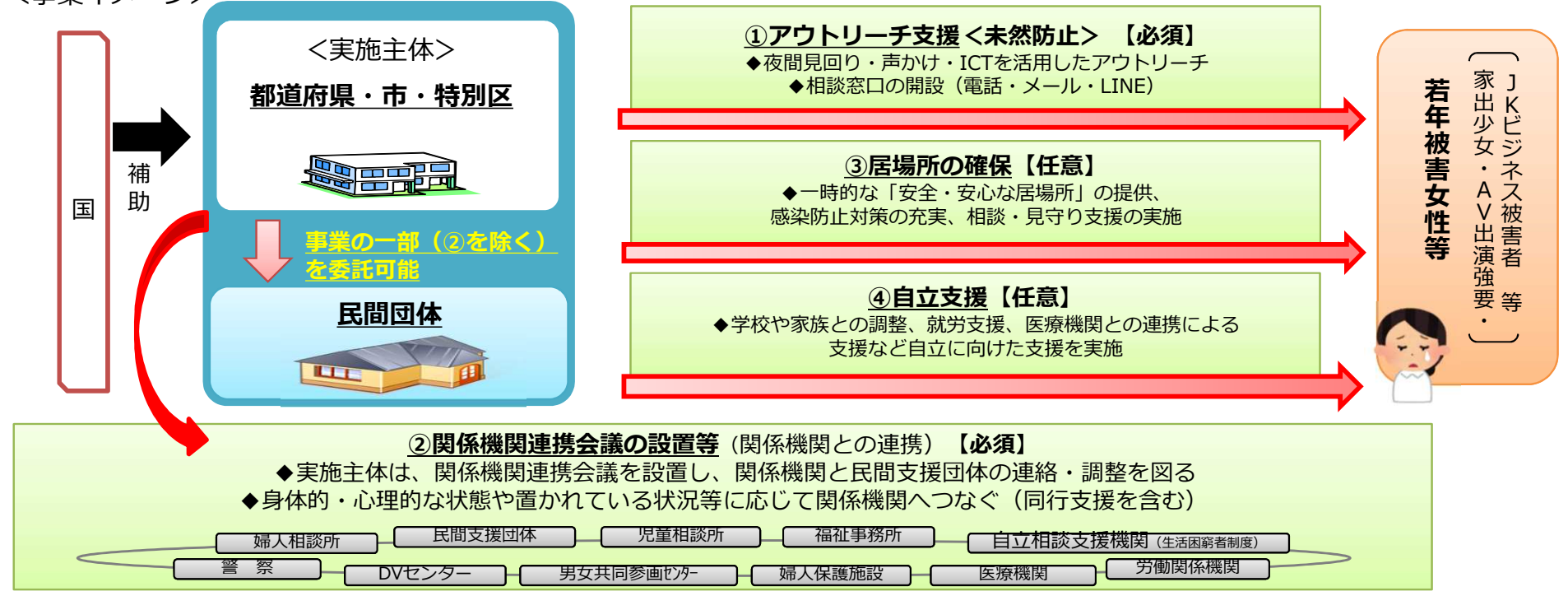
「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

<令和4年度概要要求における拡充内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：支援の現場において、関係機関と連携した対応が円滑に進むよう、事業受託NPO法人等に、若年女性支援のノウハウや他機関による支援内容等に精通したコーディネーターを新たに配置する。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。
- 事業の本格実施後の全国普及を加速するため、国による補助率について、「国1/2（実施主体1/2）」から「国3/4（実施主体1/4）」に引上げを図る。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国3/4、実施主体1/4 <1か所当たりの補助基準額> 48,240千円（R3:26,743千円）（①～④全て実施）

<事業イメージ>



「若年被害女性等支援モデル事業」 令和2年度実施状況

実施主体	委託団体	委託団体の特徴等	主な支援対象	アウトリーチ支援			居場所の提供
				見回りの場所	見回りの方法	相談窓口	
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年設立 ・フリーペーパーを発行し青少年の声を発信 ・荒川区「若年世代の自殺予防相談事業」等、自殺対策事業を受託 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・渋谷区 センター街周辺 ・千代田区 秋葉原駅周辺 ・豊島区 池袋周辺 	街頭見回り と 声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	都内3箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
	一般社団法人 Colabo	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年設立 ・夜の街で10代の女性への声掛け ・企画展「私たちは『買われた』展」による発信 ・女子中高生の「居場所」づくり 	女子中高生	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区 歌舞伎町1丁目 ・渋谷区 神宮通公園 	声掛けし、“夜 間巡回バス”で 相談、食事提 供など	LINE、メール、 電話、面談 等	都内3箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
	NPO法人 人身取引被害者 サポートセンター ライトハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年設立 ・人身取引被害者支援 ・JKビジネス、アダルトビデオ出演強要、児童ポルノ等による被害者支援 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区 新宿三丁目周辺 	街頭見回り と 声掛け、相談 カードの配布	LINE、メール、 電話、面談 等	都内2箇所 ※この他必要に 応じてビジネス ホテル等利用
神奈川県	NPO法人 BONDプロジェクト	—	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・関内・伊勢佐木町 周辺 ・横浜駅(ビブレ) 周辺 ・川崎駅周辺 	街頭見回り と 声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	横浜市内 1箇所
福岡県	NPO法人 そだちの樹	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年設立 ・子どもシェルターの設置運営 ・施設退所児童等のアフターケア事業を実施 	10代、20代の女性	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市天神 (警固公園) ・SNS上 	街頭・SNS上 の見回り と 声掛け	LINE、メール、 電話、面談 等	福岡市内 1箇所

- 国が策定した「若年被害女性等支援事業実施要綱」を土台としつつ、支援の内容や方法、留意事項等について、地域の実情を踏まえた独自の対応を規定。

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託仕様書

1 件名

令和3年度東京都若年被害女性等支援事業委託

2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

東京都（以下「都」という。）が別途指定する場所

4 委託概要

様々な困難を抱えた若年女性について、アウトリーチから居場所の確保、自立支援等を行い、公的機関と連携しながら、公的機関や施設への「つなぎ」を含めた事業を行う。

5 委託内容

受託者は、以下の（1）から（4）の事業を行うものとする。なお、

（1）①の業務は必須とする。

（1）アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の以下の支援を実施する。

① 夜間見回り等

困難を抱えた若年被害女性等の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を原則として週1回程度実施する。または、都内繁華街などに常設の相談場所を設置し、原則週1日以上若年被害女性等の相談などに応じる。

また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

② 相談及び面談

（ア）相談窓口を設置し、電話やメール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等ICTを活用した相談を実施し、また、必要に応じて面談も行うことにより、若年被害女性等からの様々な悩みや直面する課題に対応する。

（イ）また、アウトリーチ支援において声掛けを行った若年被害女性等や居場所を利用していた若年被害女性等からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。

（2）関係機関連携会議への参加

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議に出席する。

会議では、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などが円滑かつ効果的に行えるよう協力するとともに、公的機関と密接に連携し相互に情報共有を図る。

なお、関係機関連携会議等において関係機関の間で情報共有を行うことについても、支援開始時点等に利用者から同意を得ることとする。

（3）居場所の提供に関する支援

若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

① 居場所の提供期間

（ア）居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とする。

（イ）利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都と協議のうえ、引き続き居場所での支援を実施することができる。その際、都が別に定める様式により報告すること。

なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画を策定する。

② 居場所の提供体制居場所の提供に当たっては、基本的な感染症拡大防止対策を行い、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者で連絡が取れる体制を確保する。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、見守り体制を確保する。

公共施設等の既存の建物を活用することも可能とするが、その場合は、使用許可証、契約書等を提示し、あらかじめ都の承諾を受けることとする。

③ 利用者負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得ることとする。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額とする。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備することとする。

④ 留意事項

(ア) 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施する。

(イ) 居場所で長期に支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合うなどして、利用者の意見が十分反映されるよう留意する。その際、女性相談センターと情報の共有を行い、必要に応じて、自立支援計画の内容について助言を受けるものとする。

(4) 自立支援

居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画等に基づき自立に向けた以下の支援を実施する。

① 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

② 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

③ 生活資金（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所などの関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

④ 必要に応じ、医療機関と連携し支援を行う。

⑤ その他の利用者の自立に向けた必要な支援を行う。

(5) 留意事項

① 各事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、区市町村、都が設置する福祉事務所若しくは児童相談所等に速やかに通告するものとする。

② 本事業を通じ、利用者の自立支援等のため福祉サービスの提供が必要な場合は、利用者の状況に応じ、東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4（1）②、第4（3）④（イ）（ウ）に基づき、該当区市等への相談、申請の支援等を行うものとする。その際、女性相談センター等都の所管部署と十分に連携を行う。

③ 各事業実施の過程において、受託者は、関係機関及び地域住民等と必要な調整を行うものとする。また、説明の要求及び苦情等があった場合には、丁寧に説明するなど事業に対する理解を得るよう努めること。

6 委託経費

下記によるものとする。

(1) 支出対象費目

本事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、共済費、扶助費 その他緊急に必要な経費

(2) 支払方法

年1回概算払いにより支払うこととし、事業終了後15日以内に都が定める様式により精算書を都に提出し、精算を行うこととする。

7 事業計画書の提出

受託者は契約締結後速やかに、都が定める様式により事業計画書を作成し、都の承認を得ることとする。

8 実施状況報告書の提出

受託者は、事業の進捗状況等を明らかにするために、都が定める様式により、四半期ごとに実施状況報告書を作成し、都が指定する期日までに提出すること。

9 委託完了届の提出

受託者は、事業終了後15日以内に、都が別に定める様式により委託完了届を作成し、提出すること。

10 関係書類の整備

受託者は、本事業実施に係る収支に関する帳簿、領収書その他の諸記録を整備・保存し、常に計理状況を明らかにしなければならない。

1.1 委託の取消

都は、受託者が行う事業に疑義が生じた場合に、本事業の実施状況等について説明又は報告を求め、必要に応じて、関係帳簿等の検査を行うものとする。受託者は、報告、検査の実施等に不都合がある場合、遅滞なく代替案を提示するものとする。ただし、代替案検査等の結果、問題が認められた場合は、改善を指示するものとする。なお、改善の指示が履行されない場合は、都は委託契約を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることとする。この場合、必要に応じて委託料の減額又は返還を求めるとし、都に損害の発生があれば、損害賠償を請求する場合がある。

1.2 再委託の取扱い

受託者は、受託者が行う業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、請け負わせることは出来ない。

1.3 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(ア) ディーゼル車規制に適合する自動車であること

(イ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には速やかに提示し、又は提出すること。

1.4 留意事項

(1) 本事業の実施にあたっては利用者の相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。なお、必要に応じて都への利用者に関する情報提供・報告を行うこと。

(2) 本事業の執行にあたっては、「実施要綱」及び事業計画によること。なお、本事業契約後、国の若年被害女性等支援事業実施要綱が発出された場合、「実施要綱」を改正する場合がある。

(3) 受託業務の遂行にあたっては、都と協議しながら進めること。

(4) 本事業を効果的に実施し、また、関係機関等からの照会等に対応するため、都は事業内容に関する必要な調整及び報告を求める場合がある。その際、受託者は、迅速かつ適切に対応すること。

(5) 受託者は、この仕様書に定めるほか、別紙1「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」、別紙2「暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。

(6) 受託者は事業の実施に際して、トラブルが発生した場合は、速やかに都へ報告すること。

(7) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、都と協議し、決定する。

(8) 都と受託者は相互に信頼の醸成に努め、事業遂行に際して生じる諸課題及び疑義等は、個別に協議を行うなど両者が直接折衝することによって解決することを旨とする。

1.5 問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課（女性福祉担当）

電話（略）

メールアドレス（略）

「若年被害女性等支援事業」実施予定自治体・事業受託予定法人（令和3年度）

- モデル事業から本格実施への移行初年度である令和3年度における「若年被害女性等支援事業」の実施予定自治体等については、以下のとおり（令和3年9月末時点）。

実施主体	事業受託法人	開始年度等
東京都	NPO法人 BONDプロジェクト	平成30年度から継続
	一般社団法人 Colabo	平成30年度から継続
	一般社団法人 若草プロジェクト	令和3年度新規
	NPO法人 ぱっぷす	令和3年度新規
福岡県	NPO法人 そだちの樹	令和元年度から継続
札幌市	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会	令和3年度新規

令和3年度に厚生労働省において実施する調査研究

- 厚生労働省においては、官・民協働による相談から保護、自立に至るまでの支援の充実・強化や、新たな法律に基づく支援の枠組み構築に向けて、令和3年度において、以下の調査研究を実施することとしている。

調査研究 の名称	目的、実施内容等
<p>困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究</p>	<p>令和3年度からの「若年被害女性等支援事業」の本格実施を踏まえ、全国各地の民間支援団体や自治体の担当者等に対し、若年女性を対象とした支援事例や支援ノウハウ等について周知するとともに、支援マニュアルを作成する。</p> <p>1. 全国セミナーの開催</p> <p>困難な問題を抱える若年女性への包括的な支援に先駆的に取り組んでいる民間支援団体の代表を講師に招聘し、全国6ブロック（北海道・東北ブロック、関東甲信越ブロック、東海北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）で、<u>民間団体や自治体の担当者等を対象に、支援事例や支援ノウハウに関するセミナーを開催する。</u></p> <p>⇒【依頼事項】本年12月から来年3月にかけて開催するセミナーに積極的に参加いただくとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関心のある、地域の民間支援団体に対して、積極的な参加を呼び掛けていただきたい。</p> <p>2. 支援マニュアルの作成</p> <p><u>地域における現在の支援の実態等を把握するためのアンケート調査を実施した上で、民間支援団体代表、有識者、自治体担当者等を構成員とするワーキングチームを設置し、困難な問題を抱える若年女性に包括的な支援を提供するための支援マニュアルを作成する。</u></p> <p>⇒【依頼事項】福祉事務所や児童相談所等の公的機関における若年女性支援の実態等に関するアンケートの実施（対象機関への調査票の配布等）にご協力をいただきたい。</p>

調査研究 の名称	目的、実施内容等
<p>困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針に関する調査研究</p>	<p>婦人保護事業の見直し後の新たな法律の下では、国は、困難な問題を抱える女性への支援施策に関する基本方針を策定し、都道府県及び市町村は、当該基本方針に即して、基本計画を作成することとなることが想定される。</p> <p>このため、現行の婦人保護事業に係る指針やガイドライン、他法・他施策に係る基本方針等との関係・整合性等を整理した上で、国が策定することとなる基本方針の素案を作成する。</p> <p>1. 婦人保護事業関係規定等の整理</p> <p>現行の婦人保護事業に係る実施要領やガイドライン、関係通知等について、支援の実施主体や支援の内容、支援の実施に当たっての留意事項等を横断的に分類・整理した資料を作成する。</p> <p>また、<u>地域における困難な問題を抱える女性への支援に係る調整を行うための協議会等の組織の編成事例等</u>についてヒアリング等を行い、その取組事例等を取りまとめた資料を作成する。</p> <p>⇒【依頼事項】関係機関による協議会に相当する組織の編成事例に関する情報提供にご協力をいただきたい。</p> <p>2. 基本方針素案の作成</p> <p>有識者、婦人保護事業関係団体、民間支援団体、地方自治体等を構成員とするワーキングチームにおける議論を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針素案を作成する。</p>